

# (仮称) 精華町森林管理保全指針第3回検討委員会 会議録要旨

精華町 事業部 産業振興課

## ○日時・場所

令和2年11月27日(金) 午前9時40分から午前11時30分  
精華町役場3階 301会議室(オンライン開催)

## ○会議概要

### 1. 開会あいさつ(精華町事業部産業振興課 塚田課長)

公私ご多用の中、第3回となります「(仮称) 精華町森林管理保全指針検討委員会」へのご出席と、また先週の金曜日においては小雨の中現地検討会にご参加いただき感謝申し上げます。モデル地区となります、嶽山プロジェクトとせいか里山の会の活動状況をご確認いただく中、皆様から活発なご発言をいただき、大変有意義なものとなった。この場を借りて重ねてお礼申し上げます。

第3回を迎える検討委員会では、これまでの委員の皆さまからのご意見を踏まえ、素案として、(仮称) 精華町森林管理保全指針、サブタイトルとして、「せいかの森林(もり)の道しるべ」を提案している。こちらの素案について、委員会直前での資料配布となりましたことをお詫び申し上げます。

今回の検討委員会における皆さまのご意見を踏まえて素案をまとめ上げ、12月11日開催の本町議会建設産業常任委員会で資料説明を行った後に年内でパブコメを開始し、住民の皆さまから幅広くご意見を頂戴した内容を精査して第4回目で最終を迎える検討委員会で再度お諮りをさせてもらう予定としている。

忌憚のないご意見を賜り、有意義な場となりますことを期待申し上げ、挨拶とさせていただきます。

### 2. 配布資料説明

議事次第のとおり資料を確認。(素案、現地検討会発言要旨)

### 3. 資料説明

(事務局)

・(仮称) 精華町森林管理保全指針の素案について目次に沿って説明。

(第1 はじめに)

資料1 ページから説明。指針を作る背景・目的が書かれているが、民有林面積について今後約321haとしたいので訂正願いたい。

精華町は里山と住宅地に隣接した残置森林からなっている。そのうち人工林面積が約

6.5ha、これで森林環境譲与税が計算されており、その割合は約2%と少なくそして林業経営体や森林組合はなく保安林指定もないこともここで書いている。

現在はマツ枯れ、ナラ枯れによる放置森林や竹林が多く、スギ、ヒノキの人工林や広葉樹にタケの侵入が多く見られる状況である。

そうした中で平成31年から森林経営管理制度、森林環境譲与税がスタート。市町村の役割が増大しており、京都府・精華町・森林所有者・森林ボランティアが連携・協調して森林整備・管理を進めることが必要となっている。

精華町に残された里山と残置森林をどのように整備・管理し、関西文化学術研究都市のテーマの一つ、「人と自然との共生」をどのように図るかが課題である。

そこで京都府立大学地域貢献型特別研究(ACTR)制度を活用して精華町の森林を調査し、その結果に基づいて森林ゾーニングを行い①里山減災ゾーン②里山文化景観ゾーン③里山水辺ゾーン④里山再生ゾーンに町内の森林を分割し、これをもとに竹林の拡大防止と里山整備・里山資源の利用、生物多様性の保全の基本的な方向となる「精華町森林管理保全指針」(せいかの森林の道しるべ)を策定する。対象とする森林は、精華町森林整備計画の対象民有林であり、私有林と精華町有林での合計が320.68ha。

## (第2 精華町の森林)

続いて2ページから。精華町の総土地面積2,568haのうち森林の占める割合は約25%で646.73ha。そのうち防衛省所管の国有林が228.30haと約35%を占めておりそれ以外は民有林418.43haとなっている。そのうち森林法第5条で定められている森林計画対象民有林が320.68ha。内訳が精華町有林2.84ha、私有林317.84ha。さらにその内訳は人工林、天然林、竹林、無立木地、現在何も生えていない所が無立木地。更新困難地は伐採前に木が生えていたが、伐採した後岩石等が露出し更新が困難な場所を表している。

そして人工林ですが、森林環境譲与税譲与基準があつて、令和3年度までが6.50ha、これは平成30年度に公表された森林資源現況調査の私有林人工林面積。令和4年度から8年度は5.79haに変更。令和2年度に公表される農林業センサスの私有林人工林面積の数字。それが森林簿に反映されるのは令和3年度。

次に4ページ。ここに人工林等分布図を入れた。もとは一つの森林ゾーニングとして入っていた。先ほどの320.68haをスギ、ヒノキの人工林、広葉樹、竹林に区分した地図であり、精華町全ての森林を表している。その内訳を見ると令和元年度に人工林が61箇所あり、そこを調査したところそのほとんどで広葉樹・タケが侵入し、植栽木が単木的にしか残っていない状況。その中でスギ、ヒノキが比較的にとまって生育していた場所が10箇所あり、その10箇所については令和2年度で詳細調査を実施。結果は参考資料に載せている。調査結果から見ると、人工林の面積が少なく、作業道もない上、町内に点在していることから林業経営を成り立たせるのは困難と判断。しかし精華町に生育する貴重な人工林について、指針では林業経営は困難であるが、次世代を担う子供たちに森林環境教育の一環として、産業としての「林業」を体感・体験できるモデル林として整備が図ら

れるように仕組の構築を図りたいとしている。

次に5ページ。広葉樹・竹林については、1980年代はアカマツ林が占めており、マツタケも出ていたかと思うが、1990年後半にマツの材線虫病によるマツ枯れが始まり、その同時期に竹林が拡大し、現在の広葉樹林・竹林となった。

広葉樹林ではナラ枯れの被害で枯損木が発生しており、そこで地域ぐるみで行う危険木の撤去などの取組については、町として支援していきたい。放置された竹林は周囲に拡大し、隣接する人工林や広葉樹林へ侵入し元々あった樹木を衰退させいく。ナラ枯れの枯損木・風倒木の放置林と放置竹林は里山の景観を著しく損ねているので、枯損木・風倒木の処理と竹林の拡大を止める対策を進めていくとの指針になっている。

また、木材等資源の利用を図っていく必要についても述べている。「森林環境譲与税に関する森林管理保全アンケート」の結果、木質資源に係る活用意識では49%の人が「利用したくない」とする一方で、43%の人が「利用したい」と回答。立地条件、マンパワーなどの条件が整った森林についてはシイタケ原木・木材チップ・薪・竹炭・竹チップ・竹細工等経済的に利用することも推進していきたい。精華町では竹等粉碎機を森林ボランティア団体等へ無料で貸し出す制度により、粉碎したチップ等は肥料、雑草対策に活用できる。粉碎機の貸出制度については参考資料32ページで貸出要領を載せているので、御覧いただきたい。そして、災害時の避難箇所となるような里山には昔ながらの木質資源が利用できるように普段からボランティア活動の一環として利用できるピザ窯を作ったり、炭で暖が取れるようにするといった準備をして、子供たちの森林環境教育として火の扱い方を教えることも重要であると考えており、その設備を整えることも推進したい。

企業・住民参加の森林づくりについては、精華町には学研都市として多くの企業、研究所がある。荒廃が進んでいる森林・竹林整備に関して（公社）京都モデルフォレスト協会と連携し、企業・ボランティア団体・個人などに幅広く参画いただき森林づくりを推進していきたい。また森林づくりを実行するには、手入れをする山林の所有者を特定し意向を確認する必要があるため、町では林地台帳の整備を推進している。林地台帳は参考資料37ページに林地台帳取扱要綱を掲載している。参画いただける企業・ボランティア団体・個人を広く募集し、応募のあった企業等の意向を確認したうえで対象の森林所有者の意向調査を実施する必要がある。また、森林ボランティア団体等の活動支援により、森林づくりの担い手育成を支援していきたい。

### （第3 森林ゾーニング）

6ページにはA3版「精華町森林管理保全指針策定における背景」を追加で添付する。内容は既に第1回検討委員会で示したもの。精華町の森林のあるべき姿をわかりやすく示すための4つのキーワード、「里山減災ゾーン」「里山文化景観ゾーン」「里山水辺ゾーン」「里山再生ゾーン」を最初に入れることになる。「人工林分布図」は精華町全体に関連している。

続いて7ページの説明。里山減災ゾーンでは現状の地図に追加して山地災害危険地区を黄色で図示する。「望ましい森林の姿」は下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く張った水・土壌を保持する能力に優れた森林を目標とする。「森林整備及び保全の基本方針」は地形・地質等の条件を考慮した上で、林地の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進している。要は広い面積の皆伐施業は行わず、択伐・森林全体の40%程度として裸地化させないということを原則とする。

次に8ページ。里山減災ゾーンの中に住民活動ゾーンとして嶽山プロジェクト、モデル地区として入れている。住民活動ゾーンとして追加で発揮させる森林の有する機能は保健・レクリエーション機能と文化機能。「望ましい森林の姿」は、多様な樹種からなり、住民の憩いと学びの場を提供している森林を目指す。嶽山などの自然景観や歴史的風致を構成している森林で、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林としている。「森林整備及び保全の基本方針」は立地条件や町民のニーズに応じて広葉樹・針葉樹の導入等、場合によっては樹種転換もあり得るが多様な森林整備を推進。また美的景観の維持・形成に配慮した森林施業を推進。嶽山プロジェクトの活動はすべて東光小学校区の私有林で行われているが、実施活動団体であるNPO法人みんなの元気塾が土地所有者と協定を結んで活動している。地域のふれあいの場所として活動を始められた嶽山プロジェクトでは修験者の修行の場とされてきた歴史的な場所として、地元で守られてきた嶽山（標高260m、精華町最高峰）で放置竹林、ナラ枯れなどによる枯死木の伐採、倒木処理、散策道整備等を毎月10名程度参加され実施。その活動記録は地域自治会と共有。森林環境譲与税の使途として、スギ人工林に侵入している竹林の駆除に関するモデル地区と位置付け、竹林駆除と間伐をセットにした見本林としていきたい。手入れの行き届いたスギ林が醸し出す森厳性を発揮させることによって嶽山の歴史的文化的価値との調和を目指す。手入れの行き届いたスギ人工林では昔ながらの植物や昆虫を復活させ、環境教育の場として整備につなげるため、活動を支援していきたい。このモデル地区のように地域と関わりながら次世代へ引き継いでいくため、他の団体も支援していきたい。

里山文化景観ゾーンで対象となる森林は森林公園等の施設を伴う森林など、町民の保健・教育的利用等に適した森林及び史跡、名勝等の所在する森林やこれと一体となり優れた自然景観等を形成する森林。ふるさと案内人のルートに20mの幅を持たせた区域に設定した。森林の有する機能は保健・レクリエーション機能と文化機能で先ほどと同じ。「森林整備及び保全の基本方針」では環境学習等で手作りした樹木銘板等を設置するなど、学びやふれあいの場としての活用を明記。美的景観の維持・形成に配慮した森林施業を推進。また京都府では豊かな森を育てる府民税活用事業の一環として平成29年度から「京の森林文化を守り育てる支援事業」が創設され、精華町では武内神社の森の再生プロジェクト・わくわく嶽山プロジェクトに支援いただいていた。そして令和2年度には鞍岡神社の森を守り育てる支援事業に支援いただいている。

11ページの里山水辺ゾーン。ため池の重要な箇所のみ抽出し河川も合わせた水域として、

30mの幅を持たせた区域に設定している。精華町第5次総合計画では山田川と煤谷川流域を「ふれあいゾーン」として位置付けて、親水空間として住民が集い地域づくりに活かせる環境として活用を図ることとなっており、里山の機能を活かして自然とふれあい、人々が交流できる空間として形成を図る。森林の機能としては、水源涵養機能と生物多様性機能、保健・レクリエーション機能を発揮できる森林を作っていく。陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等で身近な自然や、自然とのふれあいの場として適切に管理された多様な樹種等からなる住民に憩いと学びの場を提供している森林を目標とする。溪畔林とは、河川周辺の森林で上流の狭い谷底や斜面にあるものを指す。林野庁では溪畔林を設定していこうと唱えているが、精華町では流域の長さが短いことから、ため池、湿地の周辺の樹木が当てはまる程度と考えている。

12 ページの里山再生ゾーン。住民活動で森林等の整備が行われ、町民の保健・教育的利用等に適した森林を対象に精華町の森林域から高速道路周辺の法面（道路両側 100m幅）と重なる場所を除外して設定している。ここで発揮する機能は保健・レクリエーション機能と生物多様性機能。これについてはここまでの説明と同じである。続いて、住民活動ゾーン・体験学習の森林としてせいか里山の会をモデル地区として載せている。ここで発揮される機能は保健・レクリエーション機能と生物多様性機能に水源涵養機能を追加している。

12 ページから「植生遷移、観察の森林」を加えている。口谷湿地は元々水田だったところだが、使われなくなって本来の自然の姿に戻る途中の植生を示している。水はけが悪い部分は湿地となっているが、徐々に陸地化が進んでいく。ハンノキ林はそうした植生遷移の途中段階植生の一つ。長期に渡り植生遷移が観察できる森林として位置付けができる。「せいか里山の会」の活動について、森林の所有形態は精華町・個人・企業所有の私有林。精華台・東光小学校の両小学校区にまたがっている。活動経過は平成 19 年度に「里山づくりワークショップ」、平成 20 年度に「精華里山づくり準備会」を踏まえ、平成 21 年 4 月から「せいか里山の会」が設立され、住民と行政との協働による里山保全モデル事業として着手された。ここでの活動はナラ枯れの処理やシイタケのホダ木造りのほか、落いもの植付と収穫等を毎月 1 回実施。18 名程度が参加、うち町職員の参加は 8 名程度。森林環境譲与税の使途として、区域内にあるヒノキ人工林を環境教育における人工林の見本林として整備したいと考えている。適切な間伐がされ、下層植生が豊かな模範林と間伐が手遅れになり下層植生が生えていない放置林を対比して観察できるようにしたい。また間伐したヒノキ材を現地でチェーンソー製材機などで板にし、隣接する口谷湿地の木道に利活用する等、木材の生産から加工、利用までが学べる環境教育ゾーンに整備したいと考えている。ただし、人工林の所有者（企業）とはまだ話ができていないので、確定したものではない。体験学習の森林については、各小学校区で 1 箇所設置を考えているが、今後学校側と話をを行う必要がある。今回の指針ではこの程度でやむを得ないと考えている。

14 ページからは里山再生ゾーンの 4 番目として獣害対策区域の説明。現在地図で黒い線が入っているのはイノシシの防護柵を張っている箇所を示している。イノシシによる農作

物被害は大きな問題となっており、他にも農地の法面や水路の破壊などを引き起こしている。精華町は対策として捕獲と防護柵の設置を進めており、棲み分けのための生息環境整備を進めて将来的に良好な関係が図られることを推進したい。ニホンジカについては現在生息は確認されていないが、目撃・足跡情報があることから造林木・農作物被害の情報収集を行う。そして町内には食害を受けずに残っている貴重な植物が確認されており、関西においても重要な場所と言える。そこで指針でのモデル林となっている「せいか里山の会」の活動地及び周辺森林において、ニホンジカの生息確認を行うとともに、その対策を検討。本文の説明は以上。

#### 4. 精華町森林管理保全指針（素案）に関する協議

（長島座長）

事務局から説明のあったこと、全般について質問があればどうぞ。その後に項目毎に協議を進めたい。

##### ◎小島委員

- ・1ページの背景・目的のところ、『「里山と残置森林」をどのように整備・管理し』とある。里山は森林ゾーニングで説明されているが、残置森林に関して位置付けがわからない。以後本文でも特に言及がない。

（事務局）

- ・残置森林については用語説明もなくわかりにくいかもしれない。3ページの地図を見ていただきたい。残置森林は里山再生ゾーンに全て含まれる。例えば、2林班では住宅地に隣接するような森林で、形状が串状で残っているのが残置森林。里山とイコールと考えていただきたい。

##### ◎小島委員

- ・住宅開発に伴い森林法として一定割合残すべき森林として残ったものか。

（事務局）

- ・残置森林は精華町森林整備計画にも載っている言葉であり、森林計画対象民有林。町内には森林計画外森林として97.75haあるがそれとも異なる森林となっている。

##### ◎小島委員

- ・「里山と残置森林」と並列で記載されていると別物と誤解される。「残置森林は里山に含まれている」と誤解しないような表現がいい。

（事務局）

- ・表現については、森林計画の言葉なので、検討する。

##### ◎田中委員

- ・残置森林の用語説明をするのがいい。里山は今でも何らかの形で使われている森林と思っている。一方残置森林は使われていない森林との印象がある。素案ではこの両方の森林を対象としているとの用語説明に加えてもらおうといいのではないか。

#### ◎神代オブザーバー

- ・5ページの「木材等資源の有効利用」でお尋ねしたい。アンケート調査結果で木質資源の活用意識は、木材の無償提供された場合に「利用したい」、「利用したくない」の回答なのか。

#### (事務局)

- ・無償提供ではなく、薪ストーブなど木質資源の利用をしますかとの問いかけである。

#### ◎神代オブザーバー

- ・日々の生活のなかで木材を購入して利用したい方がおられると理解した。そういう意味では住民の木材利用の意識が高いという印象である。また経済的利用を推進と記述があるが、どなたがどなたに販売することを想定しているのか。

#### (事務局)

- ・山林所有者や森林整備活動をされている団体が経済活動を行われると、森林の活用が加速すると考えている。

#### ◎神代オブザーバー

- ・収入は活動団体に入るというイメージで了解した。

#### ◎大下委員

- ・目次について。「第2 精華町の森林」の「2人工林等分布図」の中で、精華町全体の森林管理の基本的な方向性などが記述されており、表題と内容が食い違っていると思うが。

#### (事務局)

- ・内容がわかりやすいタイトルについて検討する。

#### (長島座長)

- ・素案の目次に沿って最初から協議していきたい。まず1ページ「第1はじめに」について御質問等あるか。無いようであれば、次に「第2精華町の森林」、2ページ～5ページについていかがでしょうか。2番のタイトルは私有林をどうしていくのかという方針を示すタイトルとしていただいて、私有林の中がどうなっているのかとの記載で人工林分布図を引用して説明していただく。その上で森林管理、それぞれどういうことを目指していくのかと記載いただくのがいいのではないかと先ほどの意見を聞いていた。

#### ◎大下委員

- ・5ページ(1)～(3)でそれぞれの方向性を書いていたが、住民アンケート結果がこの指針にどのように生かされたかが気になる点。木材資源の活用意識については触れているが、今後パブコメもされるであろうし、方向性を示す前にこういう意見もあったと盛り込むのがいいのではと思った。

#### (事務局)

- ・アンケート内容を盛り込んでいる中で「アンケートを踏まえて」と追記すべきとこ

ろがあるので、追記できればと思う。

- ・目次の部分では「森林保全の基本方針」と新たにタイトルを加えていきたい。

#### ◎山口委員

- ・4, 5 ページで(1)は管理を適切にしましょう、(2)が資源を有効に利用しましょう、(3)が企業、住民参加で支えましょうと読めるが、これはその次のゾーニング以前の、精華町森林全体の大きな目標と考えていいか。

#### (事務局)

- ・ゾーニング対象となる精華町の全ての森林を含めている。

#### (長島座長)

- ・先ほど大下委員から指摘のあった精華町の基本方針を示しているとのタイトル付けが重要となってくると思う。

#### ◎小島委員

- ・5 ページの「イ 広葉樹林・竹林」で、ナラ枯れの記述があるが、用語説明が必要だと思う。

#### (事務局)

- ・マツの材線虫病と同様に説明を加えたい。

#### (長島座長)

- ・続いて「第3 森林ゾーニング」の「里山減災ゾーン」から「里山文化景観ゾーン」6 ページから 10 ページまでで御意見等をお願いする。

#### ◎大下委員

- ・ゾーン毎に「(1)対象とする森林」が簡単に記載され、次にいきなり「望ましい森林の姿」では話が飛んでいる印象。例えば、里山減災ゾーンでは7 ページで防災マップを見て次に「望ましい森林の姿」を述べられてもわかりにくい。まず現状を分かりやすく、例えば、「森林が人家等の保全対象に近接しており、傾斜も急なため災害が起こりやすい」だからこのようなことが課題。そしてそのあとに「望ましい森林の姿」を書くべきと思う。

#### (事務局)

- ・4つのゾーニングに共通していることだが、対象とする森林の状況について触れていきたい。減災ゾーンでは「(3)モデル地区」の記載があり、そこで森林の取扱いはどうするとかは触れている。モデル地区以外で細かい現況把握は困難であるので、減災ゾーンの中ではモデル地区で集約し載せている。この区域の森林はどうなっているか、土砂災害警戒区域、土砂災害警戒特別区域指定の森林の説明から現況を説明できるので、検討したい。

#### (長島座長)

- ・全体的な森林の現況や、課題を記入していただけるとのこと。事務局によろしくお願いする。

◎森田委員

- ・ 8 ページの嶽山プロジェクトで「町民のニーズ等に応じて広葉樹・針葉樹の導入」とあるが、嶽山で植樹するということを指しているのか。

(事務局)

- ・ ここに書いているのは保健・レクリエーション機能を発揮させる、住民活動ゾーンとして一般的な「森林整備及び保全の基本指針」を書いている。嶽山プロジェクトに限定していない。誤解されないよう書き方を区別していきたい。

◎森田委員

- ・ 8 ページの嶽山プロジェクト「②活動団体と活動内容」で「土地所有者と協定が結ばれています」と記されているが、正確には「土地所有者と土地使用覚書を交わしている」である。それと 8 ページの最終行で「見本林」とはどういう意味か。嶽山プロジェクトの活動では竹林駆除と間伐をセットにして景観の良いスポットを目指している。

(長島座長)

- ・ 「(3) 住民活動ゾーン」となって「(り) モデル地区「嶽山プロジェクト」の活動」とタイトルが変わるのですね。

(事務局)

- ・ そのようにしていきたい。
- ・ 「見本林」から「モデル林」に文言を統一する。

◎小島委員

- ・ 8 ページ、「(3) 住民活動ゾーン」で保健・レクリエーション機能を発揮する森林の姿として、「必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林」とあるが、その整備されるべき施設について具体例を書きいただければイメージしやすいのではないかと。保健・教育活動であればベンチ、文化活動であれば説明板とか。
- ・ そして 10 ページで「京の森林文化を守り育てる支援事業」の説明があり、精華町での支援を受けた 3 団体が紹介されている旨の記述だけとなっている。今後精華町ではこの事業を活用してどうしていこうと考えているのか、これからの方向性に触れるべきではないか。例えば取組団体のネットワーク構築支援をするのか等。

(事務局)

- ・ 9 ページで「・・・このモデル地区のように地域と関わりながら、次世代へ引き継いでいくための団体を支援します。」と記しており、「京の森林文化を守り育てる支援事業」を紹介したのもこの部分とつながっているが、3 団体紹介の部分で「次世代へ引き継いでいくための団体を支援します。」と加えることとする。そして具体的な施設整備については町として四阿などがあるので、具体的なものを記入していきたい。

- ・ 9 ページの上のところで、環境教育の場としてだけでなく景観にも配慮した整備を進めると表現を訂正していきたい。

#### ◎山口委員

- ・ 8 ページで嶽山での現状が書かれていないため、なぜモデル地区として取り組むのかが伝わりにくい。ナラ枯れがひどい等の取組を進める理由を書けば伝わりやすい。里山再生ゾーンの口谷湿地でも同様な印象。

#### (長島座長)

- ・ 現状と課題を追記していただくのは全ゾーン共通のこと。10 ページ(3)の事例だが、里山文化景観ゾーンを見やすくするため、9 ページの地図に場所を記しておくのがわかりやすい。

#### ◎大下委員

- ・ 8 ページの③の文章と 13 ページの 2 箇所で「森林環境譲与税の使途として」と記されているが、税の使途がここだけに限定的な印象。本指針は精華町の森林の方向性を示すものと町は説明されており、今後森林整備を計画し進める上で税を有効に活用するため文章表現は限定的な印象とならないように書き方について整理が必要。

#### (事務局)

- ・ 譲与税の使途に関して触れているのは御指摘の 2 箇所。今後他にも使途を検討するので、2 箇所の表現は削除する。

#### (長島座長)

- ・ 「森林環境譲与税の使途として」の表現だけが削除で、8 ページ③の文章は残るのですか。

#### (事務局)

- ・ そのとおりです。

#### (長島座長)

- ・ 次に 11 ページ以降最後まで。里山水辺ゾーン、里山再生ゾーンに関して御意見等お願いします。

#### (事務局)

- ・ 12 ページの「(3)住民活動、体験学習の森林」で『ア 住民活動ゾーン・体験学習の森林「せいか里山の会」(モデル地区)』と記しているが、ここでは「住民活動ゾーン・体験学習の森林」の全般に係ってくるのでタイトルをそのようにして、『「せいか里山の会」(モデル地区)』を『(オ)「せいか里山の会」の活動』の前に入れたい。そして「(エ) 植生遷移観察の森林」の項目を移動させ、『「せいか里山の会」の活動』の中に入れることとする。

#### ◎山口委員

- ・ 13 ページ「イ体験学習の森」で、各小学校区に 1 箇所設置とあるが記述があまり

にも簡単すぎるのももう少し説明があってもいいのではないか。

(事務局)

- ・「森林環境教育の場とするために」など説明を加えたい。

(長島座長)

- ・特にないようでしたら全般に戻り、もう一度全体として気づかれた点はあるか。

◎小島委員

- ・1ページの「第1はじめに」「背景・目的」ですが、中ほどで「平成31年4月から新たな森林経営管理制度・森林環境譲与税がスタートし」とあり、そのため関係者が連携し森林管理を進める必要となったとあるが、本指針は森林環境譲与税だけでなく精華町全体の森林管理の取り組むべき方向性を示すものなので、その書きぶりが気になったこと、そしてその文書の後に課題が3行ほど書かれている。現状があり、課題があり、そしてどういうことが必要かと書くのが順番だと思うが、その順番が逆ではないかと思った。
- ・現状があって、森林環境譲与税等がスタートしたので、管理を進める必要が出てきた。その後に課題が書かれている。現状があり、そのなかにこのような課題がある。だからそれを進めるため京都府、精華町、森林所有者など関係者が連携し進める必要がある。そのことを進めるため森林ゾーニングを策定したとの順序がいいのではないかと思った。一つの意見として聞いてもらえれば。

(事務局)

- ・「背景・目的」の中ほど「しかし、」以降で現状を表現し、「精華町に残された残地森林をどのように管理していくのか」が課題となっている。そのため府大ACTR事業を活用し、森林ゾーニングを行った上で、指針策定をした。この部分は「第1はじめに」なのでコンパクトに表現した。もう少し精査検討していきたい。

(長島座長)

- ・森林経営管理制度、森林環境譲与税云々の部分は挿入しておいた方がいいのか。林業政策で変化が出てきたので、課題として体制が変わっていきますよとの趣旨で入れているのかと思うが。ただ、大きな流れでいうと、文章のなかで、「しかし」以降で現状が書かれ、『精華町に残された「里山と残地森林」をどのように整備するか』の文章は（「森林経営管理制度等スタートし」の表現がなくても）流れるので、それでも森林経営管理制度等について入れる必要があるのかというのが小島委員の御指摘。

(事務局)

- ・新しい森林環境譲与税制度が平成31年4月から始まり、京都府・精華町・森林所有者・ボランティアが協調して整備を進める必要がある。この状況は新しい言葉として入れておく必要がある。

◎大下委員

- ・2ページの「図1—1 精華町の森林面積」の中で森林計画対象森林との表現があるが、正確には「地域森林計画対象森林」である。

(事務局)

- ・そのように訂正させていただく。

◎山口委員

- ・4ページから5ページにかけて資源活用、管理の話、企業参加の話は全体に係るものと説明があったが、とても重要な大方針である。1ページ「背景・目的」を見ると課題が書かれた後にいきなり京都府大 ACTR 制度を活用して森林ゾーニングが出てくるが、課題と森林ゾーニングの間で「3つの方針を持ちながら」とか、何か入っていただくと4ページから5ページの意味が整理され頭に入るのではないか。

(事務局)

- ・精査し、追記させていただく。

(長島座長)

- ・協議はこれで終了したいと思う。この後素案の修正版の確認とかスケジュールはどうなるか。

(事務局)

- ・本日いただいた御意見や御指摘を踏まえて事務局で必要な箇所を修正し、電子データ及び書面で確認いただく。12月頭くらいには皆様へお送りする。

(長島座長)

- ・それでは、修正版が12月上旬には事務局から送付されることとなる。皆様には確認いただき、それぞれコメントを返していただくよう対応をお願いする。

(事務局)

- ・本日示した指針素案について、協議結果を踏まえて必要な箇所を修正・追記する。修正した素案はパブリックコメントにより広く公開し、御意見を伺うこととする。次回第4回検討委員会ではパブリックコメントの結果報告と素案から案となったものを示して御了承いただき完成としたい。ただ、申し訳ないが、第4回の日程、1月15日を変更したい。パブリックコメントは12月11日に議会へ実施を説明した後開始し、1ヶ月程度の期間を設けなければならず、年末年始を挟むため、その部分も考慮する必要がある、第4回検討委員会の日程を再調整したいので、御了承願いたい。延期後は2月上旬を予定しており、おって連絡する。以上で精華町森林管理保全指針第3回検討委員会を閉会とする。